

安全データシート

改訂日 : 2025 年 10 月 22 日

作成日 : 2015 年 7 月 17 日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: SR プライム G
供給者の会社名称、住所及び電話番号	: 静岡瀬青工業株式会社 静岡県焼津市高新区 810 番地 TEL:054-622-1255
供給者のファクシミリ番号又は電子メールアドレス	: FAX : 054-622-6457
緊急連絡電話番号	: TEL : 054-622-1255／受付時間：月～金曜日 8:00-17:00
推奨用途	: 防水用接着剤
整理番号	: D-G21-300301B

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

引火性液体	: 区分 2
急性毒性 (吸入 : 蒸気)	: 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分 2A
生殖細胞変異原性	: 区分 2
発がん性	: 区分 2
生殖毒性	: 区分 1A 追加区分 : 授乳に対するまたは授乳を介した影響
特定標的臓器毒性、単回ばく露	: 区分 1 区分 3 (麻醉作用・気道刺激性)
特定標的臓器毒性、反復ばく露	: 区分 1
水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分 2
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分 3

区分に該当する物理化学的危険性はなし。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

強い眼刺激

吸入すると有害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

遺伝性疾患のおそれの疑い

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

授乳中の子に害を及ぼすおそれ
臓器の障害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器系、腎臓の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に有害

【安全対策】

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざげること。禁煙。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地しアースをとること。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水／シャワーで洗うこと。
- ・ 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
- ・ 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 火災の場合：消火するために粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を使用すること。

【保管】

- ・ 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	アスファルト系接着剤

成分及び含有量

熱可塑性樹脂、合成樹脂

成分	含有量(%)	CAS番号	化審法
石油アスファルト	28~32	8052-42-4	9-1720
合成ゴム A	2~4	9003-55-8	-
合成ゴム B	1~3	25038-32-8	6-143
テルペン樹脂	0.5~1.0	64536-06-7	-
トルエン	63~68	108-88-3	3-60; 3-2

4. 応急措置

吸入した場合

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- 直ちに、汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要あれば切断する。製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹼を使って良く落とす。外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。

目に入った場合

- 直ちに清浄な水で15分以上洗浄したあとコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外し、医師の処置を受ける。

飲み込んだ場合

- 水で口の中を洗い、無理に吐かせずに、直ちに医師の処置を受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- 初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
- 大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。

使ってはならない消火剤

- 消火には棒状水を用いてはならない。

特定の危険有害性

- 現在のところ有用な情報なし。

特定の消火方法

- 火元への燃焼源を断つ。
- 周囲の設備などに散水して冷却する。
- 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。
- 関係者以外は安全な場所に退去させる。

消防を行う者の保護

- 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- 漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。
- 河川等に流出した場合は、管轄機関に連絡をする。
- 下水に流れ込むと火災、爆発の危険性がある。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 不活性物質（乾燥砂、土など）に吸収させて、容器に回収する。
- 多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。
- 回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。
- 回収後の少量の残留分は土砂又はおがくず等に吸収させる。
- 乾燥石灰又はソーダ灰で覆い、蓋付き容器に回収する。

二次災害の防止策

- ・ 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
- ・ 漏出物を回収すること。
- ・ 着火した場合の備え、消火用機材を準備する。
- ・ 安全に対処できるならば漏洩を止めること。
- ・ 全ての着火源を取り除く（喫煙、火花や火炎の禁止）

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

取扱者のばく露防止策

- ・ 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しない/避けること
- ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けると共に、みだりに蒸気やミストを発生させないこと。
- ・ 静電気を発生する恐れのある場合には、蓄積する静電気を除去する設備を設けること。
- ・ 本製品が残存している機械設備などを修理又は加工する場合は、本製品をウエス等により完全に除去してから行うこと。
- ・ 皮膚接触、蒸気又はミスト呼吸が、健康障害の原因になるので、極力直接接触を避けること。
- ・ 室内で取り扱う場合は、十分な換気を行う。
- ・ 硫化水素を含む場合がある為、溶融窯のハッチ等に直接頭を近づけないようにする。
- ・ 容器を転倒させたり、衝撃を与えるなどの粗暴な取り扱いはしない。
- ・ 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておく。

局所排気・全体換気

- ・ 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
- ・ 接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・ 取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。

接触回避

保管

技術的対策

- ・ 容器を密閉して涼しい所／換気の良いところで保管すること。
- ・ 施錠して保管すること。

混合接触させてはならない

- ・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。

化学物質

- ・ 屋内貯蔵を原則とし、常温で換気の良い場所に保管する。

保管条件

- ・ 貯蔵場所ではみだりに火気を使用しない。

- ・ 酸化剤から離して保管する。

- ・ 施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

- ・ データなし。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

- ・ (トルエン) 20 ppm

安全データシート : SR プライム G D-G21-300301B

許容濃度	<ul style="list-style-type: none">日本産業衛生学会 (トルエン) 50 ppm; 88 mg/m³) (皮膚呼吸性)ACGIH (アスファルト) TWA: 0.5mg/m³ (I) (上気道及び眼刺激) (トルエン) TWA: 20ppm (中枢神経系、視覚及び聴覚障害；女性生殖系影響；妊娠損失)
設備対策	<ul style="list-style-type: none">屋内の取り扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。空気中濃度は許容濃度以下にする。
保護具	
呼吸用保護具	<ul style="list-style-type: none">防毒マスク
手の保護具	<ul style="list-style-type: none">耐薬品性の保護手袋
眼の保護具	<ul style="list-style-type: none">保護眼鏡、ゴーグル又は防災面
皮膚及び身体の保護具	<ul style="list-style-type: none">保護衣、保護長靴、保護前掛け

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	黒色
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点	データなし
可燃性	データなし
爆発限界 (Vol%)	データなし
引火点	4°C (トルエンとして)
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
溶解度	水に不溶 溶媒に対してデータなし
n-オクタノール／水分配係数 (LogPow)	データなし
蒸気圧	データなし
相対密度	0.9g/cm ³
相対ガス密度	データなし
動粘度	30mPa · s (25°C)
同粘性率	33mm ² /s
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	<ul style="list-style-type: none">常温、常圧で安定。化学的安定性データなし
反応性	<ul style="list-style-type: none">強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	<ul style="list-style-type: none">引火性があるので、熱、火災、日光等を避ける。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物	<ul style="list-style-type: none">炭素酸化物

- 危険有害な分解生成物データなし

11. 有害性情報

急性毒性

(経口・経皮)

分類の結果、経口・経皮は「区分に該当しない」。

判定根拠 (急性毒性 (経口・経皮の区分を有する成分を含まないため
区分に該当しない/分類できない))

(経口) トルエン ラット LD50: 5000mg/kg

(経皮) トルエン ラット LD50: 12000mg/kg

(吸入 : 蒸気)

区分 4 吸入すると有害

判定根拠 (吸入については蒸気 ATE_{mix} 計算結果が 16.923 mg/L。10.0 < 区分 4 <= 20.0 の範囲に該当する為、区分 4 に分類した)

区分 4 に分類する成分 トルエン (63~68%)

(蒸気) トルエン ラット LC50: 4000ppm(4 時間)

区分 2 皮膚刺激

判定根拠 ((10×皮膚区分 1)+皮膚区分 2) >= 10% であるため、皮膚区分 2 に分類した)

区分 2 に分類する成分 トルエン (63~68%)

区分 2 強い眼刺激

判定根拠 (10× (皮膚区分 1+眼区分 1) +眼区分 2) >= 10% であるため、眼区分 2 に分類した)

区分 2 に分類する成分 アスファルト (28~32%)

区分 2B に分類する成分 トルエン (63~68%)

分類の結果、呼吸器感作性及び皮膚感作性について、「分類できない」。

判定根拠 (呼吸器感作性を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。)

区分 2 遺伝性疾患のおそれの疑い

判定根拠 (区分 2) >= 1% であるため、区分 2 に分類した。)

区分 2 に分類する成分 アスファルト (28~32%)

区分 2 発がんのおそれの疑い

判定根拠 (区分 2) >= 1% であるため、区分 2 に分類した。)

区分 2 に分類する成分 アスファルト (28~32%)

区分 1A 生殖能又は胎児への影響のおそれ

判定根拠 (区分 1A) >= 0.3% であるため、区分 1A に分類した。)

区分 1A に分類する成分 トルエン (63~68%)

追加区分 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

判定根拠 (授乳影響) >= 0.3% であるため、授乳影響に分類した。)

授乳影響に分類する成分 トルエン (63~68%)

区分 1 臓器の障害

区分 3 呼吸器への刺激のおそれ

区分 3 眠気又はめまいのおそれ

判定根拠 (区分 1) >= 10% であるため、区分 1 に分類した)

(区分 3 (気道刺激性) に分類される成分を 20% 以上含むため、区分 3 (気道刺激性) に分類した。)

(区分 3 (麻酔作用) に分類される成分を 20% 以上含むため、区分 3 (麻酔作用) に分類した。)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

呼吸器感作性又は皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

安全データシート : SR プライム G D-G21-300301B

区分 1 に分類する成分 区分 3 に分類する成分	トルエン (63~68%) トルエン (63~68%) (麻醉作用・気道刺激性) アスファルト (28~32%) (気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 判定根拠 (区分 1) >=10%であるため、区分 1 に分類した)
誤えん有害性	区分 1 に分類する成分 トルエン (63~68%) (中枢神経系・腎臓) アスファルト (28~32%) (呼吸器系) 分類の結果「区分に該当しない」。 判定根拠 (誤えん有害性の分類基準に該当しない為、区分に該当しない。)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(短期/急性)

区分 2 水生生物に毒性

判定根拠 ((MX10×区分 1) + 区分 2) >=25%であるため、区分 2 に分類した)

区分 2 に分類する成分 合成ゴム A (2~4%)
トルエン (63~68%)

水生環境有害性(長期/慢性)

区分 3 長期継続的影響によって水生生物に有害

判定根拠 ((MX100×区分 1) + (10×区分 2) + 区分 3) >=25%であるため、区分 3 に分類した)

区分 2 に分類する成分 合成ゴム B (1~3%)

区分 3 に分類する成分 トルエン (63~68%) (中枢神経系・腎臓)
(トルエン) 急速分解性あり (分解度 123% (by BOD))。

残留性・分解性

生体蓄積性

(トルエン) log Kow: 2.73

土壤中の移動性

土壤中の移動性データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性データなし

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- 国、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

汚染容器及び包装

- 国、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

14. 輸送上の注意

容器が著しく摩擦または動搖を起こさないように運搬すること。

陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは 3 m 以下とする。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し消火設備を備える。

第 1 類及び第 6 類の危険物との混載禁止。

その他の関係法令の定めるところに従う。

安全データシート : SR プライム G D-G21-300301B

国際規制

国連分類	危険物第 3 類
国連番号	1294
容器等級	II
国内規制	下記、輸送に関する国内規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上	・ 消防法 第 4 類第 1 石油類 危険等級 II
海上	・ 船舶安全法 引火性液体類 分類 3
航空	・ 航空法 引火性液体 分類 3

15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

消防法	・ 第 4 類第 1 石油類 (非水溶性) 危険等級 II
労働安全衛生法	・ 有機則第 2 種有機溶剤通知対象物質 ・ 名称表示危険/有害物 アスファルト、トルエン ・ 名称通知危険/有害物 アスファルト、トルエン ・ 皮膚等障害化学物質 (規則第 594 条の 2) アスファルト、トルエン、 ・ 令別表第 1 危険物 (第 1 条、第 6 条、第 9 条の 3 関係) 危険物・引火性の物
悪臭防止法	・ トルエン
大気汚染防止法	・ トルエン (優先取組物質)
水質汚濁防止法	・ トルエン ・ 油分排出規制 (アスファルト)
毒物及び劇物取締法	・ 対象物でない
PRTR 法	・ 第一種指定化学物質 (トルエン)
化審法	・ トルエン
道路法	・ 車両の通行の制限 (施行令第 19 条の 13) (トルエン)
麻薬及び向精神薬取締法	・ 指定 4 条麻薬向精神薬原料 トルエン 50%以上
船舶安全法	・ 引火性液体類 分類 3
航空法	・ 引火性液体類 分類 3

16. その他情報

【引用文献】

- ・ Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN
- ・ Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 23rd edit., 2023 UN
- ・ IMDG Code, 2024 Edition(Incporation Amendment 42-24)
- ・ IATA 航空危険物規則書 第 66 版 (2025 年)
- ・ 2024 EMERGENCY RESPONDE GUIDEBOOK (US DOT)
- ・ 2025 TLVs and BEIs (ACGIH)
- ・ Supplier's data/information

安全データシート : SR プライム G D-G21-300301B

安全データシート (SDS) は危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱事業者に提供されるものです。取扱事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。また本データシートは JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 に沿って得られた情報を基に作成したものであり、その内容やデータについて弊社 製品そのものを反映しているわけではなく、すべてを保証するものではありません。各種法令改正や製品情報の改定により今後も内容が変更されますので、販売。流通事業者は取扱事業者に対し、常に最新の安全データシートを提供するようお願いします。